

# 令和4年度から児童手当の制度が一部変更になります

## ■変更点

1. 現況届の提出が原則不要になります。
2. 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります。

### 変更点1 現況届について

現況届が 6/1 以降に手元に届いた方は、現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地在宮津市でない方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤その他、状況を確認する必要がある方

上記①～⑤以外の方は、現況届の提出は原則不要です。 ※児童の養育状況が変わっていない場合

### 次の変更事項があった方は宮津市子育て支援係に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

### 変更点2 所得の基準額について

	A 所得制限限度額 これ以上だと児童ひとりにつき月5,000円支給（従来通り）		B 所得上限限度額 これ以上だと支給なし（改正後）	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
扶養親族等の数				
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

令和4年10月支給分(6月～9月分)から、児童を養育している方の所得が上記表の **B** 以上の場合、児童手当等は支給されません。

- 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が B を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますのでご注意ください。
- 児童を養育している方の所得が、上記表の A（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を支給します。
- 児童を養育している方の所得が、上記表の A 以上 B 未満（所得上限額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。